○山井委員　三十分間質問をさせていただきます。前半は、お越しをいただいています尾身会長を中心に、後半は田村大臣を中心に御質問をさせていただきたいと思います。

東京などの首都圏の解除については、先ほど長妻議員が尾身会長に質問をされておられました。その答弁もお聞きしておりました。その前提でお伺いをしたいと思います。

例えば、昨日も東京は二百九十人ということで、新たな感染者が一週間前の火曜日に比べて五十八人増えた。それで、埼玉と神奈川も一週間前に比べて昨日は増えました。下げ止まりではないかというふうに見られております。

そこで、尾身会長にまずお聞きしたいんですが、二十一日まで今延長となっておりますが、また二十一日の時点で再び再延長するか、あるいは解除するか、現時点においては両方の可能性があるということでよろしいですか。

○尾身参考人　お答えいたします。

先ほど長妻委員の際にお答えしたように、これを客観的、ある程度社会的に説明がつかないような仕方での解除あるいは延長というのはやるべきではないと思いますので、しっかりした、感染状況あるいは医療体制への負荷というものをしっかりと見極めて、感染状況もそれから医療への負荷もステージ３になっていて、しかもステージ２の方に行く、改善しつつあるということがあれば解除ということになりますが、その反対に、ステージ３にはなっていてもどんどん状況が悪くなるということであれば、延長ということも可能性は当然あって、この両方の状況をしっかり見極め、特に、先ほど申し上げましたように、解除という場合は、やはりより重要なのは、感染状況、感染の数も大事ですけれども、医療への負荷というのがより重要になるので、そういうことも考慮しながらしっかりと判断することになるのではないかと私は思っております。

○山井委員　両方の可能性があるということですが、前回も、四日ほど前に菅総理が延長ということを発言をされました。そう考えると、四日前というと来週の水曜日、もう一週間後にはその方向性を出すことになるかもしれないんですね。あと一週間なんですね、実際。

そこでお伺いしますが、ということは、医療の状況が今よりも逼迫すれば再延長の可能性があるということでよろしいですか。

○尾身参考人　お答えいたします。

医療については、今、首都圏はステージ３になっていて、徐々に全体としては改善方向に行っていると思います。それで感染の方は、下げ止まりということであるけれども、まだステージ２の中にいるということで、そういうことで、委員のお尋ねの医療の負荷という意味では、少しずつ改善しているということは間違いないと思います。

○山井委員　医療の負荷と感染者数と両方であると思うんですけれども、では、感染者数、これが下げ止まり、横ばい、あるいは来週に向けて微増という、感染者数が横ばいなり微増であっても解除する可能性はあるということですか。

○尾身参考人　それは、最終的には総合的に判断しますけれども、と思いますけれども、私は、やはり先ほど申し上げましたように一番大事なのは、医療への負荷というものがどうなっているのか。そういう意味で、医療の負荷という意味では、当然、感染症の数が増えていけばそれで負荷になってきますから、そういう意味では、これから国の方も、多分、田村大臣の方が今一生懸命やっていただいていると思いますけれども、病床をもう少し増やすということも大事だし、あるいはリバウンドについての準備がどれぐらいできているかということも当然、それが条件というふうには、そういう明確なものではないけれども、そういうことも当然、最終的な判断のときには、準備がどれだけできているのか、リバウンドに対して、そういうことも当然、視野の中に入れて判断するのではないかと私は思います。

○山井委員　ちょっと、大切なことなのでもう一回確認させていただきますと、そうしたら、下げ止まりで、感染者数が首都圏で横ばいあるいは微増であっても解除する可能性はあるということですか。

○尾身参考人　お答えいたします。

首都圏の場合は、これは私ども再三申し上げていますが、ある程度、緊急事態宣言で、本当に国民の多くの方々の協力のおかげで、かなり下がってきましたよね。今、少し感染の減少のスピードが鈍化している。

これは様々な理由があると思いますけれども、一つは、首都圏特有な問題があって、これを今の状況のままで、今の状況というのはどういうことかと申しますと、首都圏においては隠れた感染源あるいは見えないクラスターが存在しているということが、可能性がかなり私はあると思います。

したがって、そうした隠れた感染源あるいは見えないクラスターの元をしっかりと検査するという、いわゆる我々が言っている深掘りの調査とか重点的なモニタリング検査というものをしない限り、簡単に、ほかの都道府県のように、すらすら、どんどんどんどん、ステージ２、１のように自動的に行くということは、感染症の数ということでは非常に難しいと思いますので、そういう意味では、首都圏については特に、やはり、そうした隠れた感染源をどう見つけるかという努力とパッケージでやらないとなかなかこれは難しいと思うので、どこまで感染が上がったら、解除ができるかどうかというのはまた全体的な判断だと思いますけれども、今、ステージ２になっているわけですよね。そこが多少のあれだったらまだもつけれども、これがどんどんどんどん急激にステージ３、４になるとなれば別なので、その辺は総合的な判断だと私は思います。

○山井委員　総合的な判断ということで、昨日、割と、埼玉、神奈川、東京は、一週間前に比べたらちょっと増えたんですけれども、リバウンドの懸念というのはお感じになっておられますか。

○尾身参考人　お答えいたします。

それはもうリバウンドは、ほかの既に解除された地域がございますよね、関西あるいは中京。そこでも可能性はありますけれども、これは何度強調しても強調し過ぎることはないと思いますけれども、首都圏における特殊性、人口の大きさとか人流の大きさと同時に、いわゆる私どもが何度も強調している匿名性というものがあって、なかなか感染の実態を追えていないというのが現状ですので、リバウンドの可能性は間違いなくほかの地域よりも高いので、したがって、解除するしないの判断の際には、もう既に東京都なんかは始めていただいていると思いますけれども、しっかりとした今まで以上の重点的な検査と調査というのをカップルにしないとなかなかこの事態を克服することは難しいので、それがある意味では必須のものの一つだと、つまり、重点的な検査それから深掘りの調査というものが、一つのパッケージとしてやるということが極めて重要だと思います。

○山井委員　今、会長がお述べになったリバウンドの懸念ですが、今、首都圏が下げ止まり、あるいはちょっとリバウンドの懸念があるということに関して、変異株の影響というのはあると見ておられますか。

○尾身参考人　お答えします。

変異株の影響が今のいわゆる下げ止まりにどれだけ関与しているか分かりませんが、はっきりしていることは、ここに来た感染の減少というものが、また少しここに来て、いわゆる食を介しての感染が増えているということは間違いないと思います。

その上で、変異株の影響というのは、今いろいろなところで調査、もうこれは委員の皆さん御承知のように、外国の情報ではこの変異株がかなり感染力が高いということが分かっていますが、それで、日本でいろいろな調査をしていますけれども、日本でも同じようなことが起きているというエビデンスはありませんが、私は、この可能性は想定して準備しておく必要があると思いますけれども、今現在の感染の減少が少し弱っているというのが、主な原因が変異株ということではなくて、やはりここは、我々社会全体が少しずつ慣れてきて、飲食での感染等々が、これは飲食店だけじゃなくて、あるいは高齢者の人も昼カラオケなんという、そういうところがここに来て、もう一つは、見えない感染がどこかにあって、そこの結果として今見ているのは、今一番多いのは高齢者施設の感染ですから、そういう意味では、どこかくすぶった感染が首都圏にあるというふうに考えておいた方がいいと思うので、それをどうやって見つけるかというのが極めて重要なことだと思います。

○山井委員　この変異株については、全国、昨日で変異株が三百二十人以上発見されて、一番多い埼玉が六十人、その埼玉の中で十歳未満が二一％という調査結果もあるんですが、この変異株、様々な何型というのはありますけれども、やはりお子さん方にも感染しやすいという理解でよろしいですか。

○尾身参考人　委員おっしゃるように、そういう意味で、今報告されているのは小児の感染が増えていますよね。

これが、いわゆる感染力が従来の株より増えているということで起きているのか、感染がたまたま子供がいるようなところで起きたからということか、まだはっきりはしていませんけれども、ここまで来て、変異株がいわゆる既存株に置き換わるプロセスはもう始まっていますので、その上で、子供への感染も含めて、私は、変異株が感染力を強めるということを想定した対策、それから想定したモニタリング、先ほど大学等々のお話、大学だけじゃなくて民間の検査機関も協力していただくように、変異株のモニタリングについてはかなり強度にする必要が私はあると思います。

○山井委員　とりわけ、やはり子供たちをコロナから何としても守らねばと思います。

そんな中で、ここまで再延長したから二十一日には解除せざるを得ないんじゃないか、それで、解除した上で蔓延防止措置に移行したり、そこでまた時短を続けたらいいんじゃないか、そういう意見もあるんですけれども、今まで蔓延防止措置というのは使ったことがないですけれども、一旦解除して、ただ、完全的な解除じゃなくて、蔓延防止措置で時短を続けていく、こういうふうなお考えについて、尾身会長はいかが思われますか。

○尾身参考人　お答えいたします。

解除をいずれしますよね、いつするかはともかく。私は、解除した後には、これは、国全体、国、自治体のリーダーシップ、それから我々一般市民の協力も必要だと思いますけれども、三つの点が極めて重要だと思います。

それは一点目は、医療供給体制は、今も厚生省が中心にやっていただきますけれども、これはもう少し、大臣は今二倍というようなことをおっしゃっていますけれども、そういうことで、医療供給体制はしっかりと今まで以上に強化しておくということが一点目です。

それから二点目は、いわゆる私はサーキットブレーカーという考えが非常に重要だと思います。一昨年も、そういうふうにプランをしたわけですけれども、なかなかブレーカーが利かなくて緊急事態宣言に至ったと思いますから、すぐ、ちょっとでも感染の拡大の予兆があったら、それを早く見つけて早く対応するということ。その文脈の中で、私は、蔓防というのも、そういう中で、解除した後も必要であれば果敢に使っていただきたいというのがあります。

それから三点目は、これは一般の人々がもうコロナ疲れと言っていますから、国と自治体については、先ほど私申し上げた飲食店のインセンティブも含めて、かなり強いメッセージ、納得のあるメッセージというものが、これをしないとなかなか一般の人の協力がこれ以上得るのは難しいと思うので、国、自治体のリーダーシップを更にお願いをしたいと思います。

○山井委員　尾身会長おっしゃいますように、やはりこれはコロナ疲れ、自粛疲れ、特に事業者の方々も、さすがにこれ以上、お客さん、時短をやっていたら、幾らいろいろな支援があるといってももうお店がもたない、そういう悲鳴が上がっているんです。

以前から尾身会長は、今日の配付資料にも入れておりますが、法整備もして、自粛や感染防止対策を進めるには、そういう事業者への支援とかもセットでやるべきだということをおっしゃっていましたが、私もまさにその質問を次にやろうと思うんですけれども、やはり本当に実効性ある感染防止対策をやるためには、事業者への支援あるいは生活困窮者への支援をセットでやらねばと。このことについていかが思われますか。

○尾身参考人　お答えいたします。

特に今回は、我々の分析もあったと思いますけれども、食を介してというのが、そういうのが今回の緊急事態宣言の、時短ですよね、ということを中心にやって、したがって、飲食店の経営者の方々には、大変な思いをされたと思うので。

私は、これからは特に、先ほど長妻委員からの御質問のときにもありましたけれども、飲食店の中でも、しっかりやっている飲食店がいっぱいあるんですよね。こうしたところに対して様々なインセンティブといいますか、それからあと、私は、是非、国、自治体にお願いしたいのは、しっかりと感染対策をやっているお店に信頼のできる認定制度ですね、認証制度をやって、やはりしっかりやっているところにはお客さんが入るし、何らかのインセンティブがあるということをしない限り、なかなかお店の方もやる気が出てこないと思うので、その辺のサポートは是非お願いできればと思います。

○山井委員　それに関連して、今日、経済産業省にお越しをいただいておりますが、今、飲食の話がありました

が、飲食以外にも、もう本当に、飲食以外のお店、中小企業、自粛等々で大変苦しんでいます。

今日の配付資料にも入れさせてもらいましたが、私も地元の商工会議所や観光協会からも要望を得ておりますが、何とか二回目の持続化給付金、こういうものがないと、尾身会長もおっしゃったように、さすがにもうこれ以上自粛は続けられない、精神的にという思いが、飲食店以外に、世の中、お商売されている方に蔓延していると思うんですが、何とか二回目の持続化給付金、私たちも今、法案準備しておりますし、七兆円ぐらいの予算をつけてもう一回やるべきだと考えておりますが、二回目の持続化給付金、何とかやっていただけませんか。

○飯田政府参考人　お答えいたします。

持続化給付金でございますけれども、昨年五月にスタートをしております。そのときは、やはり、今回の緊急事態宣言のときよりも、より広範な業態の事業者が全国にわたって幅広く経済活動を自粛するという中で、感染拡大のリスクの知見も全くない中で、先行きが見えない厳しい状況に直面する事業者に給付したものでございます。

今回の緊急事態宣言は、対象地域の限定、あるいは、これまでの経験に基づいて、今もお話ありましたけれども、飲食につながる人の流れを制限する対策ということでございまして、支援策につきましてもこうした違いは踏まえる必要があるというふうに考えてございます。

こうした観点から、コロナ本部の取りまとめも踏まえまして、全国、全業種の幅広い事業者を対象とする持続化給付金ではなくて、緊急事態宣言地域における飲食店の時短営業や、外出、移動の自粛の影響を受ける事業者の方々を念頭に、一時支援金を給付するという対応を政府として新たに取ることといたしました。

これは、特に飲食店に限らず幅広い業種の方、あるいは、人の移動の影響を受けるという意味では地域も広く対象になるように、そのような運用をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○山井委員　一時支援金では、額についても幅広さについても全く不十分ですので、是非二回目の持続化給付金をやっていただきたいと思います。

それで、田村大臣にお聞きしたいんですが、それと関連して二問ちょっとセットでお聞きしますが、先日も法案を出して、また田村大臣にも子ども貧困議連の会長としてお願いをしております、二人親を含む、子育て、低所得家庭への給付金を何とか三月中に出していただきたい。進学、進級、困っておられます。五万筆の要望書も出ていると思います。三月中旬に案も取りまとめられるということですが、何とか三月中に低所得の子育て世帯への給付金をやってほしいということが一点と、それと、その方々を含めて、十万円の、生活困窮の方、あるいはコロナで減収の方々を幅広く、住民税非課税世帯にとどまらず、二千七百万人、二・七兆円、これも私たち議員立法で出しております。こういう幅広い生活困窮者への給付金、これもやっていただきたいと思いますが、田村大臣、この二問、いかがでしょうか。

○田村国務大臣　非常に収入が落ちられて、住民税非課税世帯の方々、特になんですが、それ以外にもなんですけれども、そういう方々に対して、いろいろな御意見があると思いますが、多分、度重なって、厳しい状況の中で、なかなか一度きりでは対応できないんだろうなと。

だからこそ、我々、総合支援資金という形で、一月最大二十万でありますけれども、これを三か月更に延長する、これは最大六十万になりますから。しかも、償還時、住民税非課税であれば、これは償還は免除という形になりますので、こういうもので対応させていただく方がより幅広くいろいろな資金の必要なものに対して対応をしていただけるのではないのかなということで、決定をさせていただいたわけであります。

○山井委員　これは何度も議論していますが、当事者の方々が要望されているのは、お金貸してくれじゃないですよ。残念ながら、この間も菅総理に要望しましたが、一か月も二か月も、給付金、給付金という、これは私たちの意見じゃないんです、困っておられる方々、子供たち、そして二人親含む、お父さん、お母さん、そして生活困窮者の心の叫びに対して、残念ながら、一か月たっても、お金貸しますという答弁は、残念ながら、これは余りにも不誠実だと言わざるを得ませんので、三月中旬の取りまとめには是非この給付金、子育て家庭だけじゃなく生活困窮者、非課税世帯のみならず幅広い方々への十万円の支給を入れていただきたいと思います。

それで、休業支援金のことに移ります。

飯田さんと尾身会長、お忙しいと思いますので、もうお戻りください。ありがとうございました。

これは、今日の配付資料の十ページにもありますが、女性実質失業百三万人、男性を含めると百四十六万人、休

業であったにもかかわらず、そういう中で休業手当が、シフト半減以上なのにも……（発言する者あり）
○とかしき委員長　御退席お願いします。
○山井委員　百四十六万人も、シフトが半減以上で休業手当ゼロの方がおられるんです。これは本当にもう私たちの責任は重大だと思っております。
　そこで、田村大臣にお願いしたいと思うんですが、非正規の女性の支援策も近々取りまとめられるということですけれども、是非とも、先日からもお願いしています、川内さんを通じて当事者の方にも会ってもらいましたが、これはやはり大企業の非正規の方も、去年四月から六月、今年の一月以降じゃなくて、ずっと、去年四月以降の方に、中小企業等の非正規の方と同様に、休業支援金の対象にしていただくというのを取りまとめに入れていただきたい。
　また同時に、もっと休業支援金を申請しやすくしてほしい。今日の資料にもありますが、五千四百億円の予算を取って、たった一五％、七百億しかまだ使われていないんですね。これではやはり、残念ながら、これは政治の失策ということになります。
　それで、大企業の非正規労働者は先日から申請が始まりましたけれども、何人申請されましたか。これは本当に、ほとんどの方は申請できないというふうに嘆いておられます。そして、もし今発表できないのであれば、分けて、今後スピーディーに、大企業の非正規の方はこれぐらい申請されたということを発表していただきたいと思います。
　以上、まとめてお答えください。
○田村国務大臣　大企業の方、ちょっと現在、まだお答えできる状況ではありませんが、申請数をお示しをなるべく早くしたいと思います。
　それから、ずっとという話があったんですが、ちょっと私も理解ができないのは、四月―六月、緊急事態宣言の後一か月という形になっているわけでありますが、その後は多分、シフトが戻られているのか、戻っていなければ何かほかのお仕事に就かれて働いておられたはずなんだろうと思います。
　ですから、そこは、緊急事態宣言という期間中に関してこれを対応させていただくと同時に、それだけではなくて、余り委員もおっしゃっていただけないんですけれども、緊急事態宣言前でも、それぞれの地域で時短要請がございました。このときも影響を受けておられると思いますので、例えば、東京で時短要請を受けられておってシフトが減った方、北海道もございました、そういう範囲に関しては同じような対応をさせていただくということでございますので、どうかそれも、しっかりと我々また伝えていきたいというふうに思いますけれども、御理解いただければというふうに思います。
○山井委員　いや、そこは理解できません。中小企業の非正規雇用の方と、対象になる額、期間が二割か三割なんですね。中小企業の非正規の人と差をつけるのはどう考えてもおかしいんです。
　それで、次の質問に移りますが、今日の配付資料にも入れさせていただきましたが、とにかく、休業支援金をもらえるはずの人が、ほとんど申請できない、もらえていないという中で、今日の十四ページにありますが、先日からお願いしていますのは、ここにありますけれども、申請者の方々に対して休業支援金の申請を検討してくださいという案内のペーパー、また、事業者向けに関しては、休業支援金の申請を推奨してください、シフトを減するんだったら、時短するんだったら、休業するんだったら、こういう休業支援金がありますよということを言ってくださいということを、今までから言っていただいております、それについては感謝していますが、やはり分かりにくいので、こういう分かりやすいペーパーをホームページに出していただきたい。
　なぜこう言いますかというと、私ももう何百件の、何百人の方の相談に乗っていますが、多くの方が、相談したら、そんな休業支援金を申請するんだったら解雇するぞ、シフトを減らすぞ、実際申請する段になったら、申請するのか解雇を受け入れるのか、どっちにするんだと。多くの方が本当に泣いておられるんです。実際、申請して解雇された方もおられます。さらに、解雇されるんだったら、シフトを減らされるんだったら、もう涙をのんで申請しないといって、本当に泣かれた方も私は何人も見ています。使えないんです、残念ながら、今のままでは。
　ついては、田村大臣、ここに書きましたように、申請しても、相談しても、それによって不利益取扱いは受けませんよ、安心してくださいということを事業者に書いてほしい。また、事業者に向かっては、申請や相談によっ

て、これでシフトを減らしたり辞めさせたりしたら、それは労基法で指導の危険性もありますよと。これは、本当に多くの非正規雇用の方、泣き寝入り、数十万もらえるのに、申請できないんです。これは、口で言っても無理。厚生労働省がそのことをがんとペーパーに出していただいて、それをプリントアウト、印刷して、申請者の方が持っていくというふうにすればと思います。いかがでしょうか。

○田村国務大臣　こういう申請を出すことで不利益な取扱いをされること自体は、許されない話であります。

今までも何度も事業者にも関係団体を通じてお伝えしておりますが、より分かりやすい周知資料というものを作って、徹底をしてまいりたいというふうに思います。

○山井委員　これは三月中旬、非正規の女性の方の支援の取りまとめをするというけれども、一言で言えば、多くの方は何で貧困になっているのかというと、休業支援金をもらえる対象なのに、もらえないからなんです。絵に描いた餅なんです。是非それを一〇〇％の人がもらえるように、例えば企業側からも推奨してもらうとか、そういうことをしていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、通告しておりますけれども、例えば、大企業の非正規の方々も今回対象に加えていただいたわけですけれども、ほとんど申請ができません。なぜならば、今更、しばらく、一年ぶりぐらいで、そんな申請なんかできない、格好悪くてというふうなことが多いんです。

ついては、質問通告もしておりますが、半年以上、四日以上大企業に勤務していたシフト制の非正規労働者で、例えば私の地元でも、数百人の京都の大企業ホテルのアルバイトの方は、コロナによって九割以上の方が、昨年四月以降、全く、一年間、シフトに入りたくても入れないんですね。そのような方々も今回申請したいと言っておられます。

申請した場合、昨年四月から六月、そして今年一月、二月の休業支援金を申請すれば、その両方の期間の休業支援金が支給されると理解してよいですか。

○田村国務大臣　先ほども申し上げましたけれども、雇用関係が継続していれば当然そうなります。

ただ、その雇用関係、例えば、半年間全く入っていないという話になると、その間、生活されるにはほかで働いておられるということが前提になりますから、それをもってして雇用継続がなされていたかどうかというのは、これはなかなか判断が難しいというふうに思いますので、それぞれにおいて雇用が継続されているということであれば、それは四月―六月、一月、二月という形の中において、申請していただいても対象になってくるということであります。

○山井委員　これは、だから、シフトの労働者です。シフトなんです。そこは不明確なんです、はっきり言って。でも、そういうシフトという働き方が、田村大臣御存じのように、全国のホテルはほとんどこのシフトになっているんです。田村大臣のおっしゃる意味は分かります。でも、そこが不明確なんです。一年間、仕事をしたいと思って待っておられるんですよ。でも、連絡が来ない。そういうケースが、いい悪い抜きにして、非常に多いんですね。非常に多いんです、残念ながら。それが実態なんです。

そういうふうな方にも、是非これは、こういう方々が大部分なわけですから、対象になるように厚生労働省としても指導していただきたいと思います。幅広く休業支援金の対象になるようにしていきたいというお言葉、一言いただければと思います。

○とかしき委員長　田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので。

○田村国務大臣　実態として雇用が継続されていれば、それは対象になるということであります。

○山井委員　残念ながらもう終わりますが、シフトという落とし穴に多くの非正規の方、女性が落ちて、生活困窮になっているんです。そういう意味では、このシフトの方々にもしっかり休業支援金が出していただけますようにお願いいたします。

ありがとうございました。